

島本町在宅高齢者福祉サービス一覧

注) ご利用については、いずれのサービスも申請が必要です。●☆■のすべての記号において、一つずつあてはまる方のみ対象者となります。

令和8年2月1日現在

事業名	サービス内容	対象者	要介護度							世帯状況		課税状況		備考				
			申請無	非該当	事業対象者	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	暮ひとりしり	高齢者	同居の有他	課税	非課税	
1. 紙おむつ給付事業★	常時紙おむつを必要とする高齢者を在宅で介護している介護者に対し、紙おむつ給付券を交付します。	要介護認定で要介護1以上と認定された在宅高齢者を介護している当該年度分の市町村民税非課税世帯の介護者(生活保護受給世帯を除く)				●	●	●	●	●	●		☆	☆		■	給付券(月額5,000円を限度に給付)	
2. 給食サービス(配食)★	週5回を上限として(月、火、水、木、金)夕食を配達し、同時に安否確認を行います。 ※土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く	要介護認定で要支援及び要介護と認定された者、もしくは基本チェックリストで事業対象者と判定された者で下記のいずれかの要件を満たす対象者 ☆1 65歳以上のひとり暮らし高齢者 ☆2 65歳以上の高齢者のみの世帯構成員				●	●	●	●	●	●	●	☆ 1	☆ 2		■	■	利用者負担(1食あたり) 普通食:500円 特別食(きざみ食):500円 特別食(やわらか食、カロリー調整食、減塩食、たんぱく調整食、透析食):各620円
3. 緊急通報装置設置事業★	緊急時に緊急ボタン又はペンドントを押せば、自動的に看護師等が常駐するコールセンターに通報される装置を設置します。コールセンターからは必要に応じて消防署に通報されます。	☆1 65歳以上のひとり暮らし高齢者 ☆2 同居者が心身の障害や疾病等により、緊急時に適切に通報することができない世帯の高齢者もしくは日中独居となる高齢者(日中独居には一定の要件があります)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆ 1	☆ 2		■	■	利用者負担 前年所得税額により、利用者負担金が必要となる場合があります。 ※通話料等は利用者負担になります。 ※オプションサービスとして鍵預かりサービスを実施しています(希望者のみ)。
4. 移送サービス助成事業★	通院、役場等官公署への手続き等に利用した寝台車及びタクシー等の移送費を助成します。 ※介助等に係る費用は対象となりません。 ※申請の対象となる利用の範囲 ①タクシー等の利用日から1年以内の領収書 ②近畿2府4県の範囲内で使用されたもの	要介護認定で要介護2から要介護5と認定された65歳以上の高齢者						●	●	●	●		☆	☆	☆	■	■	助成額 1日3,000円まで 1か月3日まで
5. 街かどデイハウス事業	健康チェックや趣味等を生かしたレクリエーションを行い、高齢者のふれあいや介護予防等を含めた支援を行います。	65歳以上の通所可能な高齢者 ※要介護認定を受けていたる方・事業対象者についてはサービスを利用していない方	●	●	要介護認定を受けていたる方・事業対象者についてはサービスを利用していない方が対象となります。								☆	☆	☆	■	■	利用者負担 1時間100円、2時間以上200円、5時間以上300円(その他必要に応じて実費徴収あり) 昼食代:実費徴収
6. 日常生活用具の給付等★	65歳以上のひとり暮らし高齢者の方に次の日常生活用具を給付・貸与します。 ●火災警報器、自動消火器 ●電磁調理器 ●老人用電話	●火災警報器、自動消火器 65歳以上の低所得の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者 ●電磁調理器 心身の低下により、火災防止の必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者 ●老人用電話 低所得で電話回線を持たない65歳以上のひとり暮らし高齢者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆		■ (注)	■	■	※決定にあたって、利用者の方の心身の状況、住居及び世帯の状況等を把握するため、聞き取り調査や訪問調査をさせていただきます。 利用者負担 前年所得税額に応じて利用者負担金が必要となる場合があります。 (注)…電磁調理器のみ対象
7. 補聴器購入費助成事業★	65歳以上の高齢者の方に一人あたり1回のみ、補聴器25,000円を上限に購入費を助成します	65歳以上の高齢者で属する世帯が市町村民税非課税、両耳の聴力レベルがそれぞれ40デジベル以上の中等度難聴であって、耳鼻咽喉科の医師から補聴器使用の必要性を認められており聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	☆	☆	☆	■	■	決定通知書が届くまでは、補聴器を購入しないでください。 決定通知前に購入した補聴器については、購入助成の対象外となります。

・事業名に★印が付いている制度では、障害者手帳をお持ちの方は、障害者施策の対象となる場合があります。

各サービスによる課税年とは

申請による課税についての対象年度は1月から6月は前々年所得、7月から12月は前年所得が対象となります。

問合せ

◎高齢介護課(役場2階27番窓口)

075-962-2864

※障害者施策に関するご質問

◎福祉推進課(役場2階28番窓口)

075-962-7460